

平成20年4月18日

加西市議会議長 桜井 光男 様

総務委員長 森元 清蔵

総務委員会 行政視察報告

日程：3/26～3/27

視察先：総務省・文部科学省

参加者：井上智章、桜井光男、土本昌幸、西川正一、森元清蔵、吉田 稔、三船敏博（随行）

視察内容： 総務省 ①公会計の整備推進について
②地方税制の現状と課題
文部科学省 ③幼保小一貫校・小中一貫校について
④教育委員会制度の方向性について
詳しくは以下のとおり

3月26日（水）総務省視察

①公会計の整備推進について

総務省自治財政局財務調査課

(1) 公会計の整備を推進すべき背景

1. 地方分権の推進と情報開示の徹底
2. 行政改革推進法に基づく資産・債務改革の推進
3. 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行

(2) 基準モデルと総務省方式改訂モデルの比較

	基準モデル	総務省方式改訂モデル
固定資産の算定方法 (初年度期首残高)	・現存する固定資産をすべて リストアップし、公正価格により評価	・売却可能資産：時価評価 ・売却可能資産以外： 過去の建設事業費の積み上げにより 算定⇒段階的に固定資産情報を整備
固定資産の算定方法 (継続作成時)	・発生主義的な財務会計データから 固定資産情報を作成 ・その他、公正価格により評価	
固定資産の範囲	・すべての固定資産を網羅	当初は建設事業費の範囲⇒段階的に拡張し、立木、物品、地上権、ソフトウェアなどを含めることを想定
台帳整備	・開始貸借対照表作成時に整備 その後、継続的に更新	段階的整備を想定 ⇒売却可能資産、土地を優先
作成時の負荷	・当初は、固定資産の台帳整備及び 仕訳パターンの整備等に伴う負荷あり ・継続作成時には、負荷は減少	・当初は、現行総務省方式作成団体で あれば負荷は比較的軽微 ・継続作成時には、段階的整備に伴う 負荷あり
財務書類の検証可能性	・開始時未分析残高を除き、財務書類の数 値から元帳、伝票に遡って検証可能	台帳の段階的整備により、検証可能性 を高めることは可能
財務書類の作成・ 開示時期	・出納整理期間後、早期の作成・開示が可 能	出納整理期間後、決算統計と平行して 作成・開示

「基準モデル」の特徴(1/2)

1. 純資産の変動による現役世代と将来世代の間の資源配分を説明(純資産変動計算書)
 - ・「財源」と「資産形成充当財源」の2つの変動を明記
 - ・「財源の使途」で、行政コストへの財源措置、資本的支出への財源の流出等
 - ・「財源の調達」で、当期に費消可能な税収、資本移転収入等
 - ・「資産形成充当財源の減少」で、資金以外の形態をとる将来利用可能な資源の流出(減価償却、直接資本減耗等)
 - ・「資産形成充当財源の増加」で、固定資産形成、長期金融資産の増、再評価益
 - 純資産の増加 → 現役世代が自らの負担で将来世代も利用可能な資源を蓄積
 - 純資産の減少 → 現役世代が将来世代が利用可能な資源を費消し便益を享受
2. 土地・建物等は原則として公有財産台帳の計数を基礎として定期的に再評価しBS上の価額とする。→「公有財産台帳の整備が当初から必要」
3. インフラ資産(道路、河川、港湾等)は用地費、事業費を累計し取得原価とする。
4. すべての取引・会計行為を複式処理して財務書類を作成する。
 - 日々の取引を発生順に仕訳する方式以外にも、期末に一括して仕訳する方式もある。
 - 過渡的な方法として、決算組み替え法も提示

「基準モデル」の特徴(2/2)

【固定資産に係る実務】

1. 減価償却は、取得年度の翌年度以降、定額法により算定
2. 土地、立木竹、美術品等、建設仮勘定は減価償却を行わない。
3. 償却資産は、毎年減価償却し、原則別途の再評価は行わない。土地は原則として3年毎の再評価
4. 土地の開始時簿価は、固定資産税評価額を基礎として算定。ただし、インフラ資産の底地は取得価格を開始時簿価とする。
5. 土地以外の資産(建物・工作物等)の開始時簿価は原則として、次式で計算。
$$(\text{開始時簿価}) = (\text{再調達価額}) - (\text{減価償却累計額})$$
なお、再調達価額は、不動産鑑定評価額や取得価額にデフレーターを乗じた価額等
6. 無形固定資産(地上権、借地権、著作権等)は取得価額をもって開始時簿価とする。

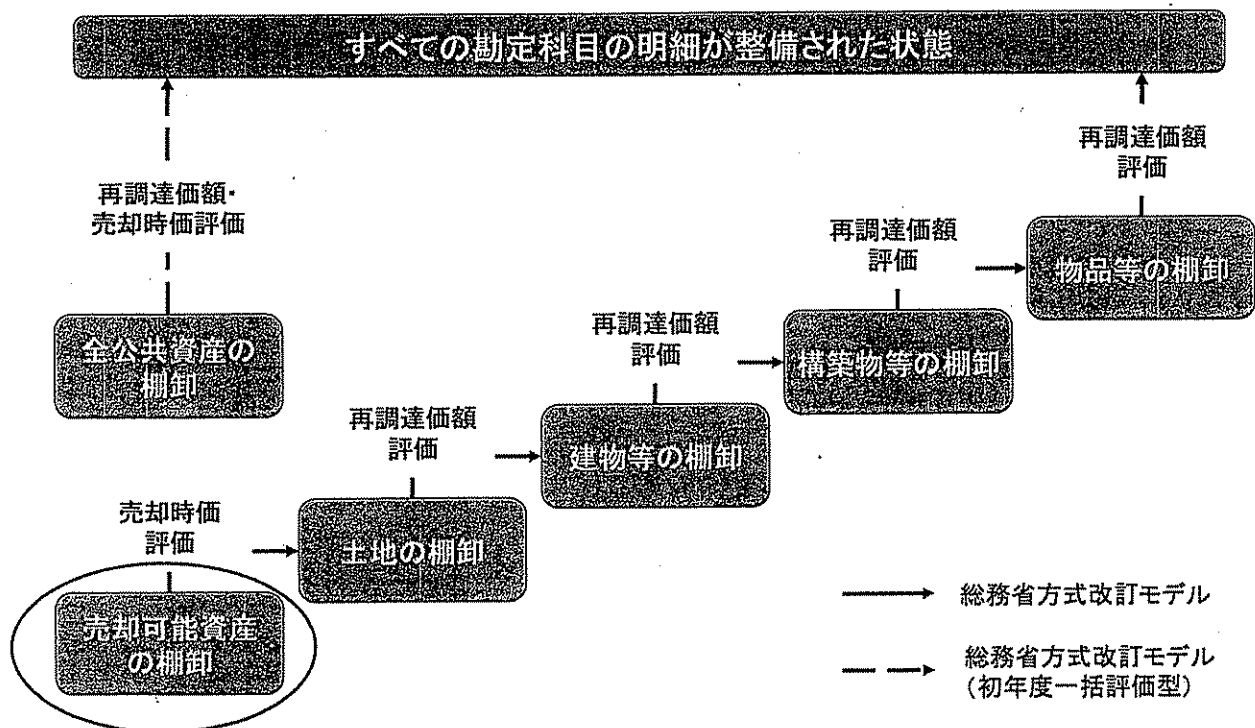
「総務省方式改訂モデル」の特徴(1/2)

1. 現行の総務省方式を基に、その課題を段階的に改善するアプローチをとる。
2. 総務省方式の長所・短所は、
 - ・固定資産の評価は事業費の累計額としているので、作業が簡便な反面、資産計上の正確性に限界
 - ・決算統計の数値を用いているため、複式簿記の考え方を意識せずに財務書類が作成できる反面、個々の歳入歳出が、フローとストックの両面から財政状態にどのような影響を与えているか把握することが困難。また、随時に財務書類を生成することができない。
3. このため、
 - 公有財産台帳の段階的な精緻化
 - 段階的な複式簿記の考え方の導入を図ることとした。
4. 資産・債務管理を目的とし、公有資産の下に、「売却可能資産」の科目を設定し、開始当初から評価。
5. 有形固定資産は、原則として基準モデルの固定評価要領を参考にして、段階的に評価。

「総務省方式改訂モデル」の特徴(2/2)

公共資産関連データの整備アプローチ

初年度 ⇒ 以後、段階的に



総務省通知(H19.10.17)の概要 (総括的事項)

- 1 地方公共団体における公会計の整備は、「行政改革の重要方針(平成17年12月24日閣議決定)」、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年6月2日法律第47号)」、「財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」、「経済財政改革の基本方針2007について」等において、その推進が要請されてきたものであること。
 - 2 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について」(地方行革新指針)では、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は、3年後までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は、5年後までに貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の4表の整備又は4表の作成に必要な情報の開示に取り組むこととしていること。
 - 3 指針では、資産・債務管理において、財務書類の作成・活用等を通じて資産・債務に関する情報開示と適正な管理を一層進めるとともに、国の資産・債務改革も参考にしつつ、未利用財産の売却促進や資産の有効活用等を内容とする資産・債務改革の方向性と具体的な施策を3年以内に策定することとしていること。
- 地方公共団体財政健全化法の施行も踏まえれば、早期に作成に着手し、平成20年度決算に基づき平成21年度に財務書類を公表することが重要。
- 4 財務書類の作成にあたっては、「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月18日公表)及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」(平成19年10月17日公表)を活用してその推進に取り組むこと。
 - 5 財務書類の公表にあたっては、別紙「財務書類の分かりやすい公表に当たって留意すべき事項」を参考にして、住民等に分かりやすい公表に留意すべきこと。

総務省通知の概要 (分析の視点)

- 簡潔に要約された財務書類を作成し、次のような視点から財務書類を分析しつつ、住民等へ説明を行うことを期待。

分析の視点	貸借対照表 と 資金収支計算書	行政コスト計算書 と 純資産変動計算書
財務書類の中での分析	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債残高対公共資産比率又は純資産対公共資産比率(社会資本形成の世代間負担の状況) ・資産形成規模(歳入額対資産比率) ・公共資産の行政目的別割合 ・公共資産の行政目的別経年比較 ・資産の老朽化度(公共資産の減価償却累計率) 	<ul style="list-style-type: none"> ・単年度の受益と負担の状況(行政コスト対税収等比率) ・受益者負担の割合(行政目的別経常収益対経常費用比率) ・行政目的別行政コスト対公共資産比率
経年変動の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・資産負債の経年比較 ・上記比率の経年比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政コストの経年比較 ・上記比率の経年比較
住民一人当たりの状況把握	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人当たりの貸借対照表 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民一人当たりの行政コスト
類似団体等との比較	<ul style="list-style-type: none"> 上記の指標を類似団体・近隣団体と比較 	<ul style="list-style-type: none"> 上記の指標を類似団体・近隣団体と比較

②地方税制の現状と課題

総務省自治税務局企画課

(1) 寄付金控除の見直し案 (ふるさと納税)

現在、個人住民税の寄付金控除は、対象が限られていて所得控除方式であるが、総務省ではこれを改正して対象を拡大し税額控除方式にして、市町村への寄付をし易くする方向を出している。(以下、総務省の資料抜)

個人住民税の寄附金控除の見直し(案) ~所得税との比較~

所得税(現行)	個人住民税(改正案)
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外] 都道府県、市区町村に対する寄附金 (平成6年度創設)→拡充
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの [539件(H17年度の指定数)]	住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成2年度創設) 住所地の日本赤十字支部に対する寄附金で総務大臣の承認等を受けたもの (平成4年度創設)
3 特定公益増進法人に対する寄附金(1及び2を除く) ①日本学生支援機構などの独立行政法人等 ②(財)日本体育協会など政令に掲名されている民法法人等 ③科学技術の研究などを行う一定の要件を満たす民法法人 ④学校法人 ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人 [①~⑥の合計:20,662法人 (H18.4.1現在)]	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; background-color: #f0f0f0;"> <p>新たに都道府県又は市区町村の条例により対象寄附金を指定する仕組みを導入</p> </div>
4 国税庁長官の認定を受けたNPO法人に対する寄附金 [74法人 (H19.12.1現在)]	
5 一定の要件を満たす特定公益信託に対し支出した金銭	
6 特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	
7 政党等に対する政治活動に関する寄附金	
	[対象外]

個人住民税における寄附金税制(地方公共団体以外)の抜本的見直し

	現行	改正案
[対象寄附金]	<ul style="list-style-type: none"> 住所地の都道府県共同募金会に対する寄附金 住所地の日本赤十字支部に対する寄附金 	<p>現行の対象寄附金に、都道府県又は市区町村が条例により指定した寄附金を追加</p> <p>(所得税の寄付金控除の対象となる寄附金(国に対する寄附金及び政党等に対する政治活動に関する寄附金を除く。)のうちから地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県又は市区町村が条例により指定)</p>
[控除方式]	所得控除方式	税額控除方式
[控除率]	(適用対象寄附金×税率(10%))の軽減効果	<p>道府県民税4%</p> <p>市町村民税6%</p>
[控除対象限度額]	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
[適用下限額]	10万円	5千円

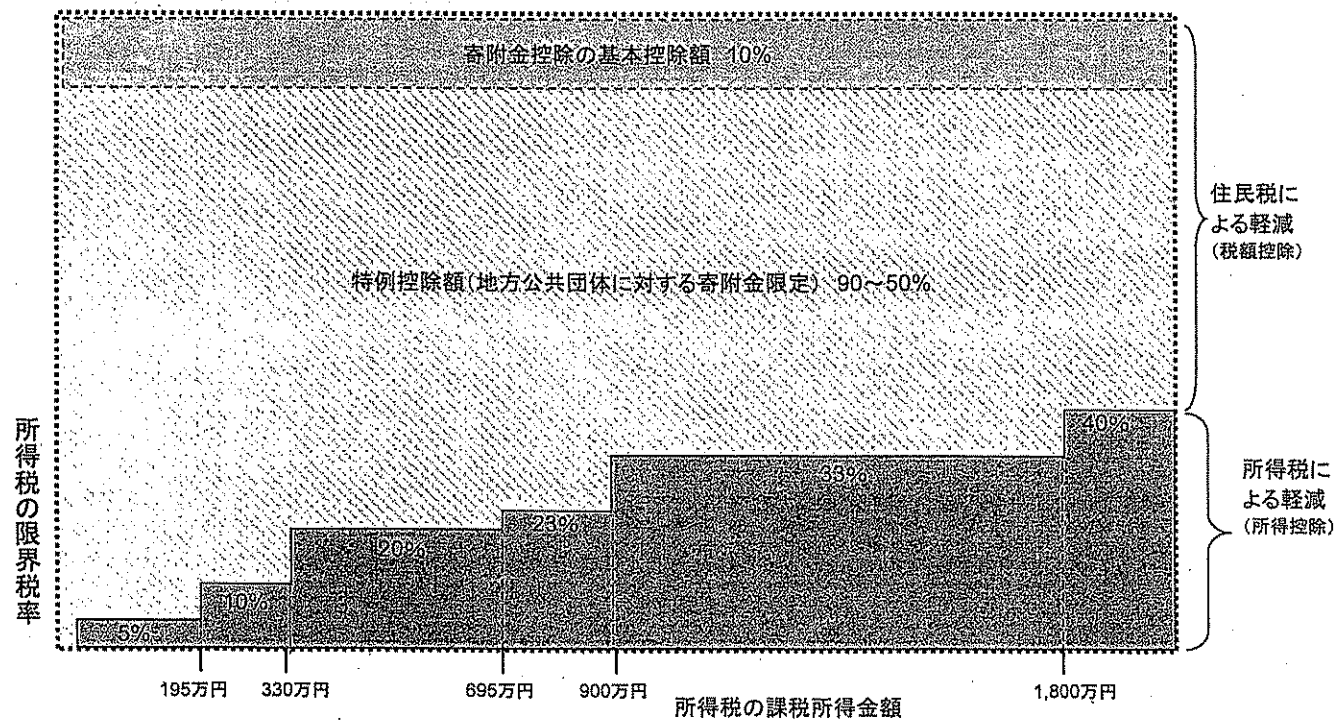
※ 条例により指定した寄附金に係る減収額は交付税措置の対象としない。

地方公共団体に対する個人住民税における寄附金税制の拡充

	現 行	改 正 案
〔寄附金控除の対象となる地方公共団体の範囲〕	都道府県又は市区町村	都道府県又は市区町村
〔控 除 方 式〕	所得控除方式	税額控除方式
〔控 除 率〕	$\left(\frac{\text{適用対象寄附金} \times \text{税率}}{10\%} \right)$ の軽減効果	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除 〔税額控除額の計算方法〕 ①と②の合計額を税額控除 ① [地方公共団体に対する寄附金 - 5千円] × 10% ② [地方公共団体に対する寄附金 - 5千円] × [90% - 0~40%] ※ 〔寄附者に適用される所得税の限界税率〕 ②の額については、個人住民税所得割の額の1割を限度
〔控除対象限度額〕	総所得金額等の25% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)	総所得金額等の 30% (地方公共団体に対する寄附金以外の寄附金との合計額)
〔適用下限額〕	10万円	5千円

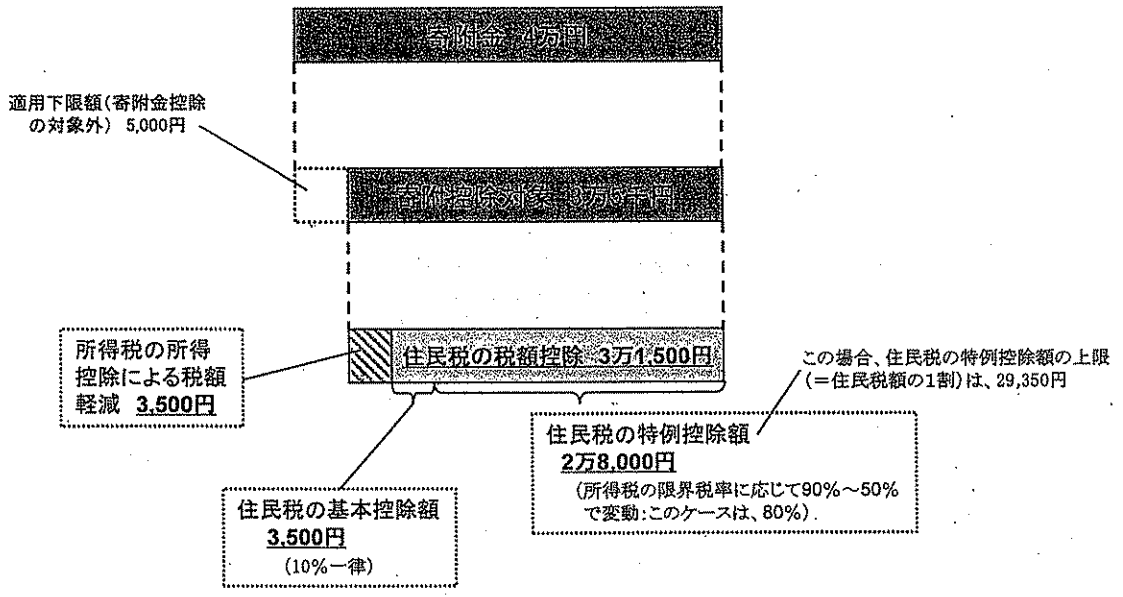
地方公共団体に対する寄附金の控除イメージ

- 所得税における所得控除の適用状況に応じ、住民税の税額控除率(100%~60%)が変化
- 適用下限額(5,000円)を超える額を所得税、住民税合わせて全額控除
- 住民税における特例控除額の上限は、個人住民税所得割の1割



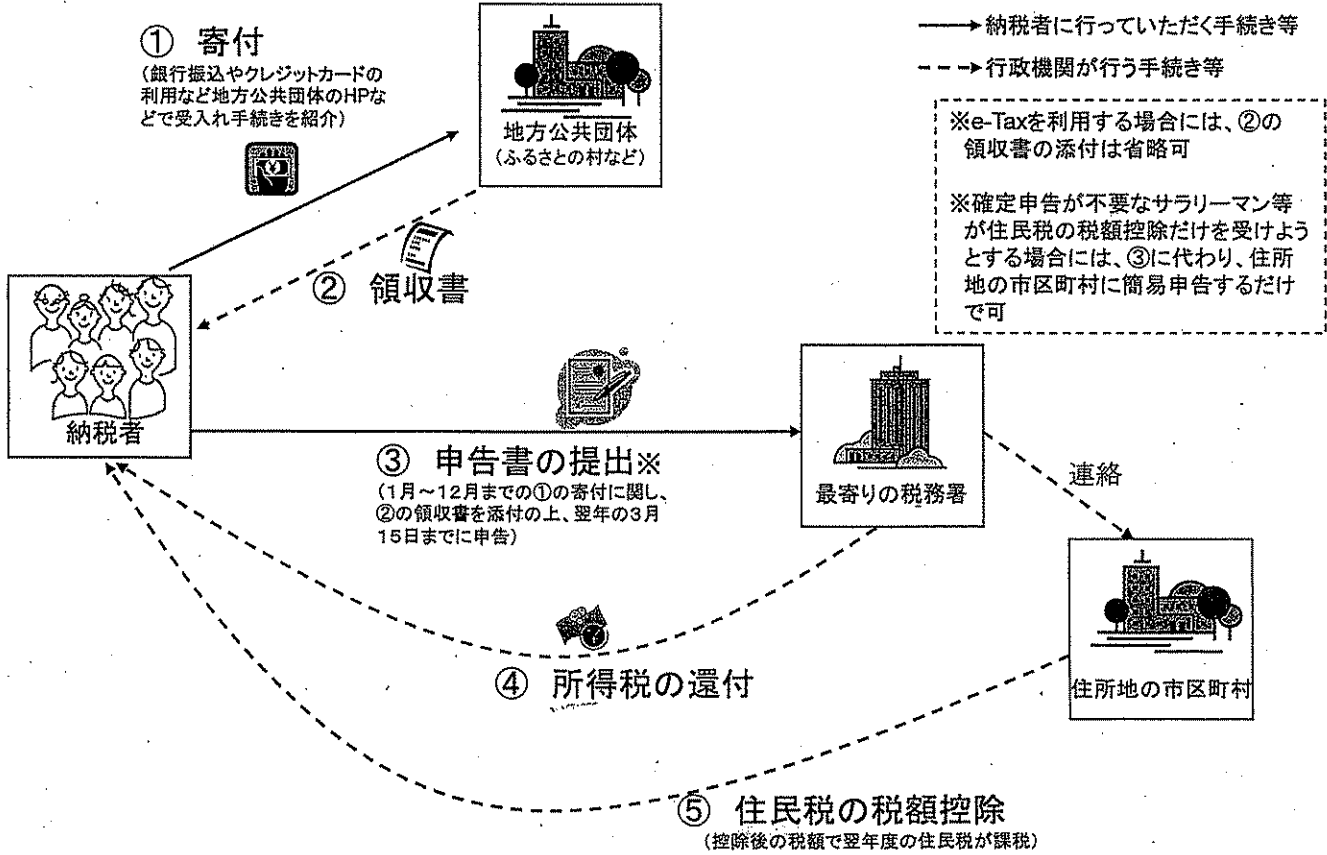
寄附金控除の計算イメージ(具体例)

給与収入700万円で夫婦子2人のケース
 所得税の限界税率10%
 住民税額 293,500円



(注) 特例控除額の上限(住民税額の1割)を超えても基本控除額は適用されるが、地方公共団体以外に対する寄附金とあわせて、住民税の寄附金控除の対象となる寄附金の限度額(控除対象限度額)は総所得金額等の30%である。

地方公共団体への寄附と税務申告の流れ(イメージ)



(2) 地方税の電子化

1. 現状

○ 政令指定都市以外の市区町村の参加が低迷

(要因) 導入コストの割りに導入メリットが感じられない

○ 地方税の電子申告の利用率が低い

(要因) 市区町村が対応しておらず、利用メリットが感じられない

悪循環によって、地方税の電子化が進みにくい環境にある。

2. 今後の状況(イメージ)

※法人事業税、法人住民税、固定資産税(償却)の電子申告は既に開始済み。

平成20年1月～ 個人住民税に係る給与支払報告書の電子化スタート

(注) 事業所税の申告についても同様にスタート

- ・市区町村は給与支払報告書の入力作業に、相当なコストをかけている。
- ・参加市区町村が少ないと、給与支払報告書を電子化する企業の数が伸びない。
- ・経済界からは、給与支払報告書を電子的に全市区町村で受け付けるよう強い要望。

〃 LGWANを活用した地方公共団体向けASPサービスの開始

- ・これまでは個々の団体ごとに回線や機器等を整備＝中小規模団体では、導入コスト(数千万円規模)が大
- ・LGWANを活用したASP(アプリケーション・サービス・プロバイダ)を活用することで、独自のサーバ設置や維持管理が不要(＝団体規模に応じ、定額かつ低廉に導入が可能)

平成21年10月～ 公的年金からの特別徴収スタート(所要の法改正案を今国会に提出済み)

- ・社会保険庁等と市区町村の情報振り分け等のための経由機関として、(社)地方税電子化協議会を位置づける予定
- ・全市区町村と(社)地方税電子化協議会間で電子的に情報のやりとりが必要→eLTAXを活用したシステム整備を予定

(未定) 所得税のe-Tax申告データを市区町村に電子的に分配(国税庁と協議中)

- ・現在は、電子申告分を税務署でプリントアウトし、市区町村に交付
- ・市区町村は確定申告データ等の収集・入力作業に、相当なコストをかけている

今後、早急に全市区町村において地方税の電子化への対応が必要

地方税の電子化に必要なシステム構築について

地方税電子化協議会で構築する範囲

◆ソフトウェアの開発

- ・利用者用ソフトウェア(PCdesk)
- ・ポータルシステム
- ・受付システム
- ・審査システム(参加地方公共団体へ配布)

◆ポータルセンタの構築

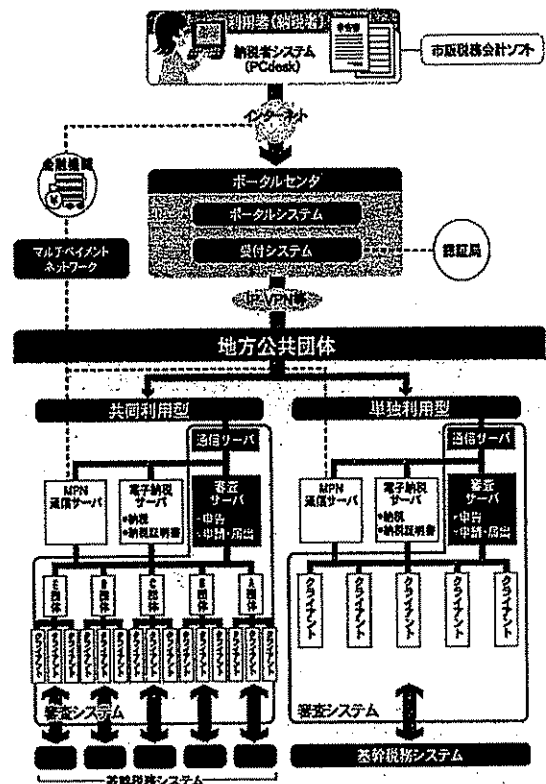
※ 上記に関し、協議会への負担金支払が必要
(市区町村の負担金軽減について、現在協議中)

各地方公共団体で調達・構築する範囲

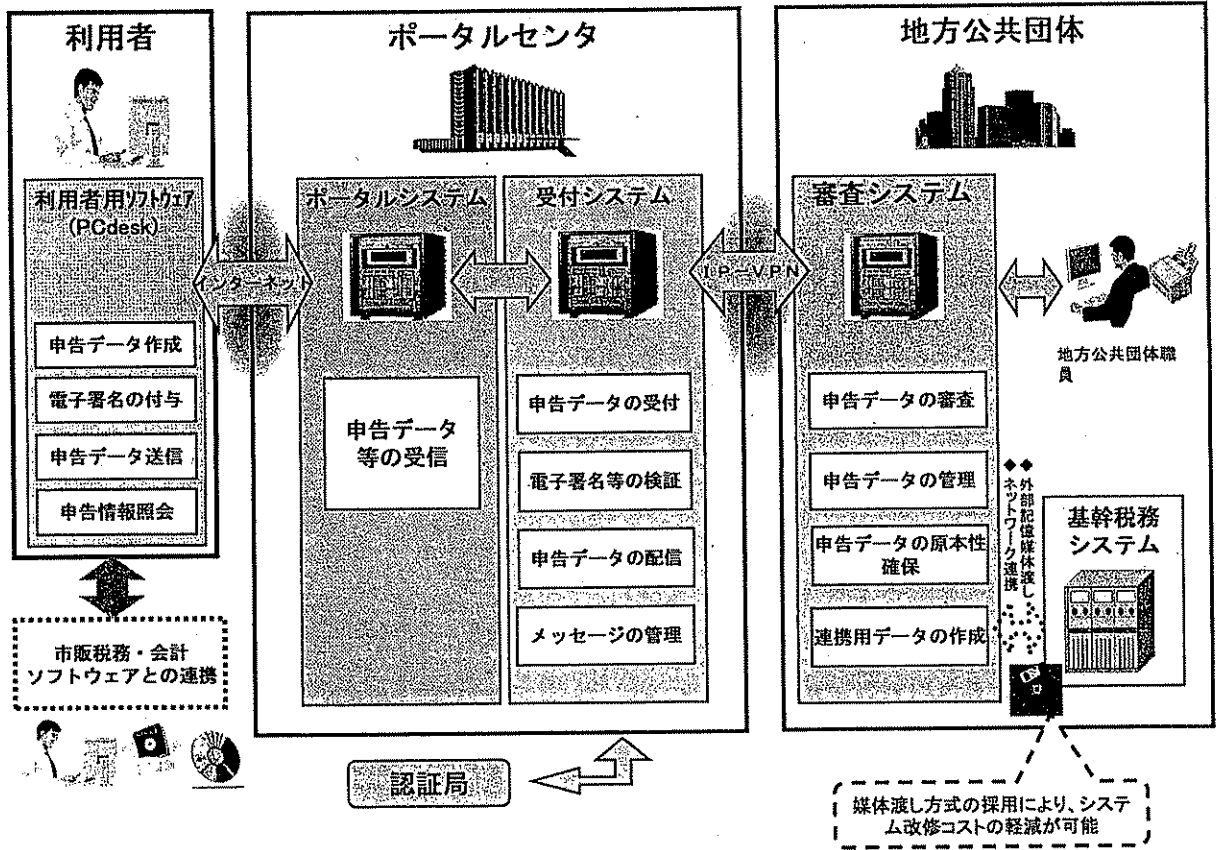
◆審査システムの構築(審査サーバの調達を含む)

◆基幹税務システムとの連携(インタフェース)

※電子申告を行うためには、各地方公共団体にて
審査システムの構築・運用が必要
(ASPサービスの活用により、調達費の軽減が可能)



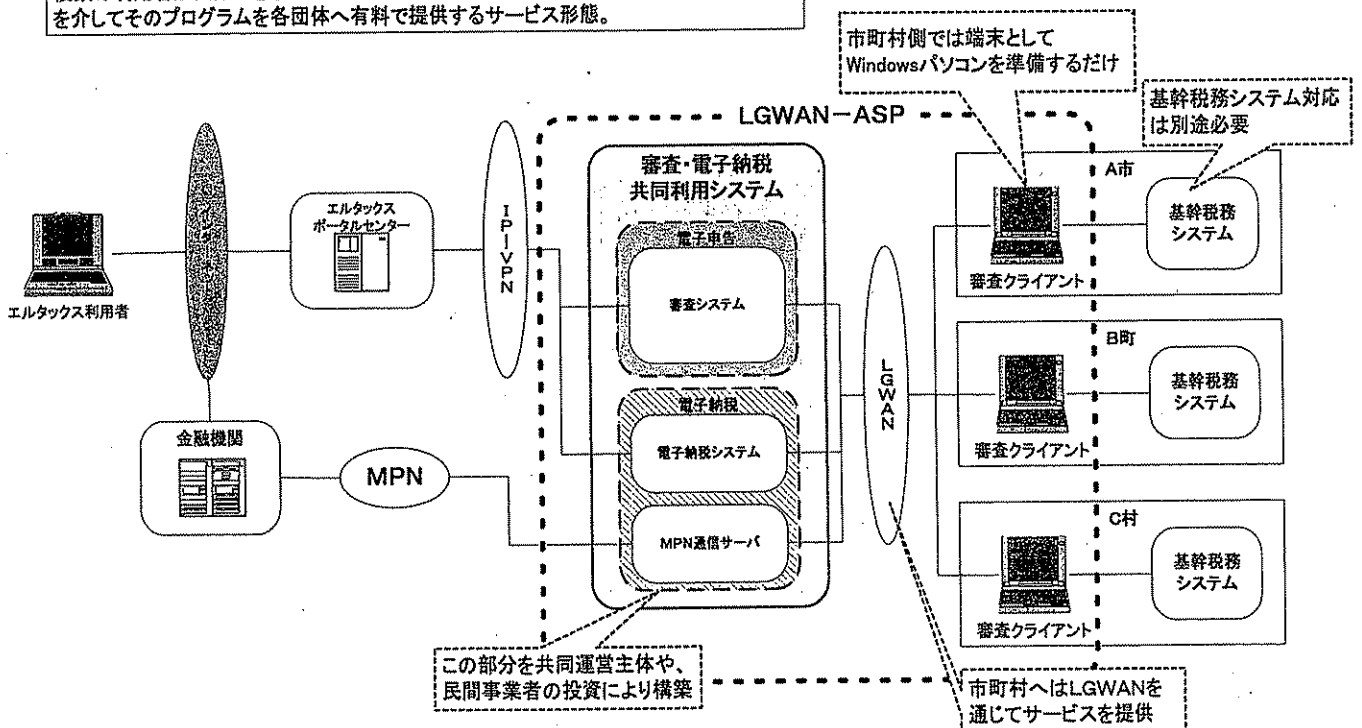
地方税の電子化システム(イメージ)



LGWAN-ASPサービスの活用による地方税の電子化導入(イメージ)

LGWAN-ASPサービス

複数の利用者が共用できるアプリケーションプログラムを自社サーバで運用し、LGWANを介してそのプログラムを各団体へ有料で提供するサービス形態。



※ 平成20年1月～民間事業者によるサービス提供が開始済み

(1) 小中一貫教育

構造改革特別区域研究開発学校設置事業における
小中連携に関する取組

1. 事業概要

- 地方公共団体が、構造改革特別区域において、憲法、教育基本法上の理念や学校教育法に示されている学校教育の目標を踏まえつつ、学習指導要領等の基準によらない教育課程を編成・実施することができる。

(取組例)

- ・ 6-3制とは異なる学年のまとまりを設けて、9年間を見通した一貫したカリキュラムを編成・実施している取組
- ・ 小学校段階から英語教育を導入し、中学校における英語教育との連携を図っている取組

2. 小中連携に関する取組事例 (平成19年11月22日現在)

申請主体 (特区名)	取組の概要
東京都品川区 (小中一貫特区)	区内の小・中学校で、9年間を4年・3年・2年に区切り、柔軟な教育課程の編成を行い、特例措置を活用して以下の取組を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 全学年に「市民科」を新設 ・ 小学校第5学年～中学校第3学年にステップアップ学習(選択学習)を新設 ・ 小学校第1～第6学年に英語活動を新設 (ただし、平成18年度開校の日野学園は研究開発学校)
石川県金沢市 (世界都市金沢小中一貫英語教育特区)	金沢市小中一貫英語カリキュラムに基づき、市内の全ての市立小・中学校で、小中一貫の英語教育を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校第3～第6学年に「英語科」を新設 ・ 中学校第1～第3学年の「英語科」の授業時数を増加
京都府京都市 (京都市小中一貫教育特区)	小・中学校の9年間を、前期教育(小1～小4)・中期教育(小5～中1)・後期教育(中2～中3)の3段階に分け、計画的、系統的な一貫教育を行う。具体的には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「算数」、「数学」について、小5から中1までの3年間を通したカリキュラムを実施 ・ 小学校高学年に「英語科」を新設 ・ 全学年に「論理的読解力」を新設 ・ 小学校3年から6年に「選択教科」を新設

※この他、67の自治体が特区として小中連携に取り組んでいる。

研究開発学校における小中連携に関する取組

1. 事業概要

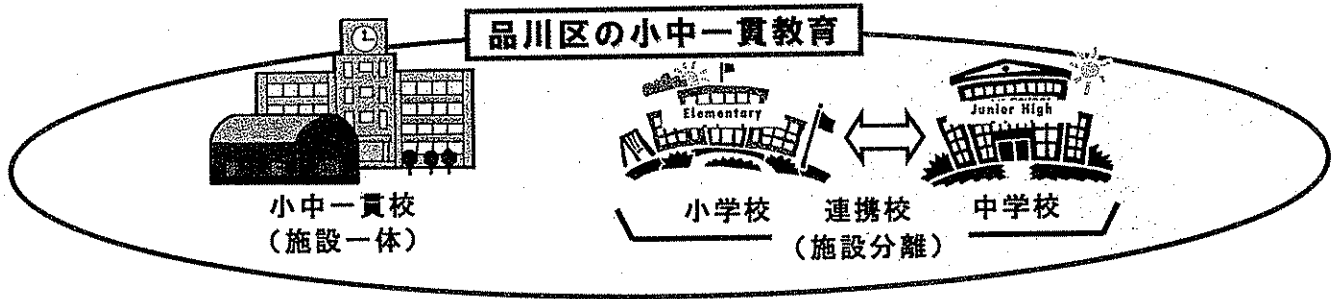
- 文部科学省では、教育課程の改善に資する実証的資料を得るため、学習指導要領等現行の教育課程の基準によらない教育課程の編成・実施を認め、新しい教育課程・指導方法について研究開発を行っている。

2. 小中連携に関する取組事例（全27件）（平成19年度現在）

学校名	取組の概要
京都教育大学 附属京都小学校 附属京都中学校	<p>○研究開発課題 「9年制義務教育学校」の設立に向けた小中学校9年一貫教育システムの確立に関する研究開発</p> <p>○研究の概要</p> <p>① <u>義務教育9年間を通して、4-3-2の学年部の区切りに対応した全教科・領域におけるモデル教育課程の編成とその指針となる「学習指導要領」を策定する。</u>また、4-3-2の学年部に対応して、各学年部の教育課題、目標に応じた指導方法の開発を行う。</p> <p>② <u>児童生徒数を変えた学習集団編成を試み、4-3-2の学年部との対応における学習効果、教育効果を検証する。</u>またこの学習組織に対応する教授組織の開発を学級担任制と教科担任制の融合を軸に行い、効果を測定する。</p> <p>③ 9年一貫教育の教育課程開発、指導方法改善に求められる学校運営組織の革新についてシステムを整備し、小学校と中学校を一体的に経営できる内部諸組織の相互連関の体系化を図る。また9年一貫教育の具現化に必要な施設設備の条件整備について、既存のものとの活用とその限界、新たな物的条件整備の在り方について検討する。</p>
東京都品川区立 第二日野小学校 日野中学校	<p>○研究開発課題 小中学校9年間の一貫した系統的な教育課程や指導方法、研究システム及び評価に関する研究開発</p> <p>○研究の概要 <u>小・中学校9年間の一貫した系統的な教育課程や指導方法等の研究開発を行う。</u></p> <p>具体的には、①4-3-2年のまとまりによる9年間一貫した各教科カリキュラム、②新しい学習として開設する「英語科」（全学年、週1～4時間程度）、「市民科」（全学年、週2～3時間）、「ステップアップ学習」（小5～中3、週2～6時間）のカリキュラム、③習熟度別学習や小学校5年生からの教科担任制、小・中学校の教員が連携した協力教授の在り方、④学校運営組織の一体化に関する研究開発（2校合同による研究組織、校務分掌組織、各種委員会組織、PTA組織等）、⑤小・中学校が接続した系統性・統一性のある評価の在り方について、研究開発を行う。</p>

品川区の小中一貫教育のかたち（一貫校と連携校）

品川区では、次のような『施設一体型一貫校』と『施設分離型連携校』の大きく二つのタイプで小中一貫教育を行っています。



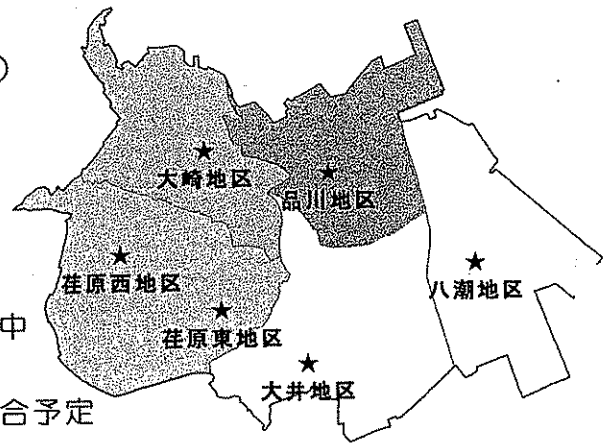
施設一体型一貫校

『施設一体型一貫校』は、学校施設（校舎）、組織・運営ともに一体の小中一貫教育を行います。

学校施設については、施設を新しくしたり、既存の隣接した小・中学校の校舎を改築したりして整備します。組織・運営については、校長（1名）を中心に、小・中学校教員が一体となって子どもたちを指導します。ここでは、学校が組織として機能するよう教員の仕事や職員室の座席配置など、様々な工夫、試みを行っています。

『施設一体型一貫校』は、以下のとおり、各地区に順次開校する予定です。（6校構想）

- 大 崎 平成 18 年 4 月開校
小中一貫校日野学園（第二日野小・日野中）
- 大 井 平成 19 年 4 月開校
小中一貫校伊藤学園（原小・伊藤中）
- 八 潮 平成 20 年度開校予定（八潮北小・八潮小
・八潮南小・八潮中・八潮南中）
※施設改修は、平成 21 年度完成予定
- 荏原西 平成 22 年度開校予定（平塚小・荏原第二中
・平塚中）
※荏原第二中と平塚中は、平成 20 年度統合予定
- 品 川 平成 23 年度開校予定（品川小・城南中）
- 荏原東 平成 19 年度以降検討（大間窪小・荏原第三中）



施設分離型連携校

『施設分離型連携校』は、既存の小学校と中学校それぞれの学校施設（校舎）や組織・運営を維持しながら、近隣の小・中学校が連携して小中一貫教育を行います。多くの学校がこのタイプになります。

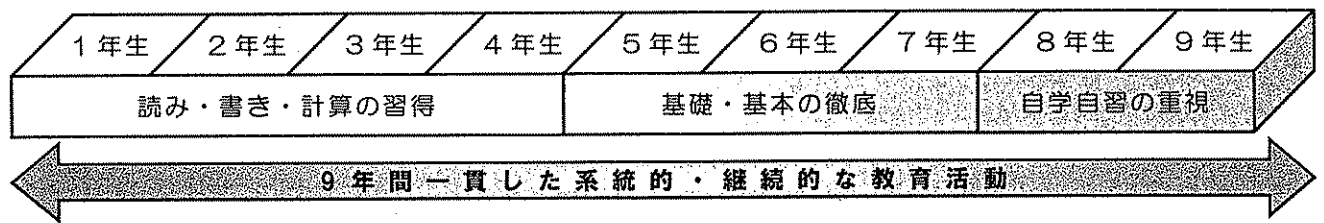
連携の形態は、各学校の実態や特色にあわせ「一つの中学校と一つの小学校」、「一つの中学校と複数の小学校」などがあります。立地条件も様々であるため、子どもたちや教員の交流方法や回数は一律ではありませんが、定期的に授業交流、教員組織の連携、合同行事などで連携を深めながら子どもたちを指導します。また、小・中学校の連携がよりスムーズになるよう、区の非常勤講師（教員）を配置しています。

小中一貫教育を全ての小・中学校で実施しています

小中一貫教育の考え方

品川区では、平成 18 年 4 月からすべての区立小・中学校で、小中一貫教育（共通の教育内容）を実施しています。小中一貫教育では、小学校 6 年・中学校 3 年という壁を取り払い、系統的・継続的な教育活動を行います。

子どもの心や身体の発達をふまえ、基礎・基本の定着に重点をおく 1～4 年生、学力の定着を図り、個性・能力を伸ばす 5～7 年生と 8・9 年生の 3 つのステージでカリキュラムを編成しています。



この考え方は、4 年生で小学校を卒業したり、5 年生から中学校に入学したりすることはありません。

小中一貫教育のカリキュラム

小中一貫教育のカリキュラムは、つまずきやすい内容や繰り返して学習する必要のある内容を整理し、義務教育 9 年間で、確かな学力をはぐくめるよう工夫されています。また、小学校の『英語科』や『市民科』など新たな学習も取り入れています。この小中一貫教育の内容をまとめたものが『品川区小中一貫教育要領』です。これにより、小学校の学びから中学校の学びへの移行を円滑にし、子どもの学習意欲を高め、学力の定着を図ります。

なお、文部科学省の「学習指導要領」をもとにしていますので、転入・転出についても心配はいりません。



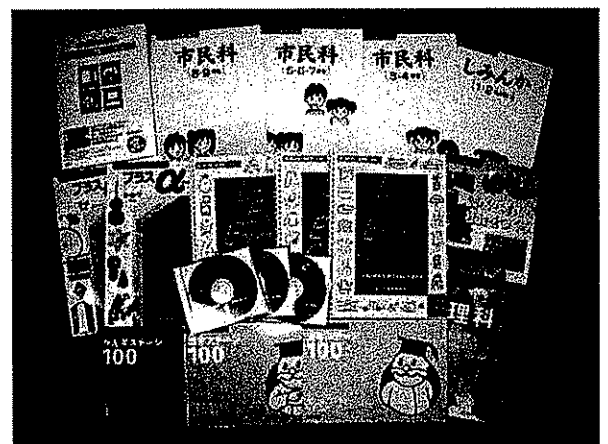
品川区小中一貫教育要領

小中一貫教育のための独自の教科書、副教科書

小中一貫教育をより円滑に進めるために、品川区独自の「教科書」や「副教科書」などを作成しました。

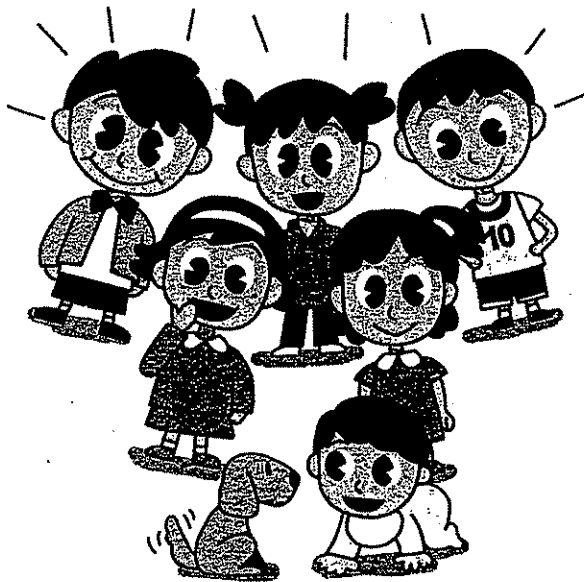
授業では、今までどおり文部科学省の「検定教科書」を使用しますが、品川区で新たに加えた学習や再編成した学習については、品川区独自の「副教科書」も使用します。

また、新設した「市民科」については、品川区独自の「教科書」を使用します。



品川区独自の教科書・副教科書 等

(2) 幼保連携



幼稚園と保育所については、近年、保護者の就労の有無で利用する施設が限定されてしまうことや、少子化が進む中、幼稚園と保育所が地域に別々に設置されていると子どもの成長に必要な規模の集団が確保されにくいこと、子育てについて不安や負担を感じている保護者の方への支援が不足していることなどの課題が指摘されており、制度の枠組みを越えた柔軟な対応が求められています。

このような環境の変化を受け、幼稚園と保育所の良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができるような新しい仕組みを創ろうという観点から、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が制定されました。この法律に基づき、就学前の教育・保育ニーズに対応する新たな選択肢である「認定こども園」が、平成18年10月からスタートすることになりました。

認定こども園とは？

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けられます。

1

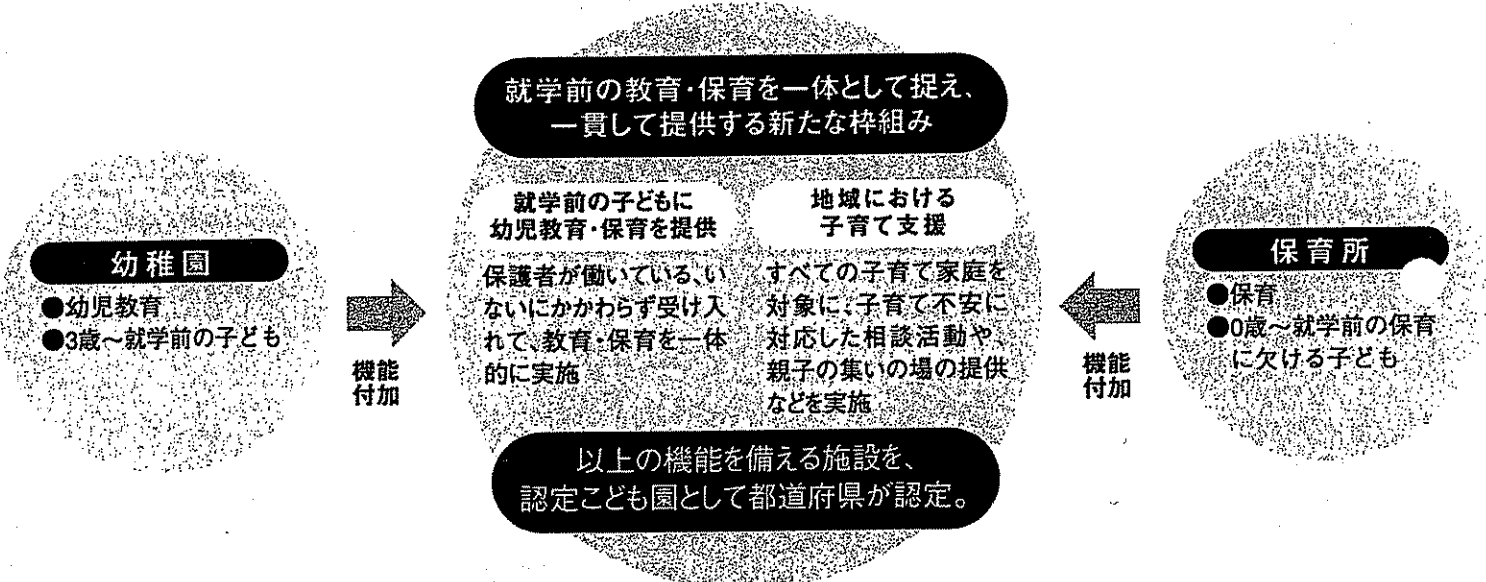
就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能

(保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能)

2

地域における子育て支援を行う機能

(すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能)



認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることとなります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

幼保連携型

認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ

幼稚園型

認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ

保育所型

認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

認定こども園の認定基準は？

認定こども園の具体的な認定基準は、文部科学大臣と厚生労働大臣が協議して定める「国の指針」を参酌して、各都道府県が条例で定めます。

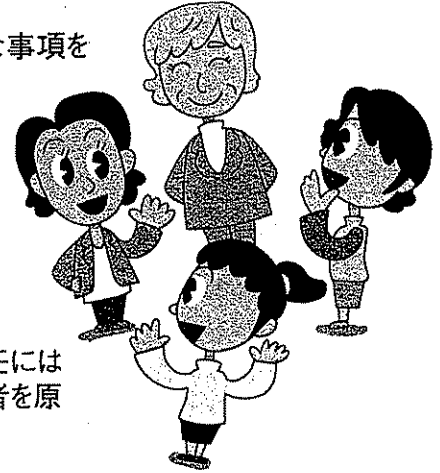
「国の指針」においては、認定こども園に求められる質を確保する観点から、以下のような事項を定めることを予定しています。

職員配置

- 0～2歳児については、保育所と同様の体制
- 3～5歳児については、学級担任を配置し、長時間利用児には個別対応が可能な体制

職員資格

- 0～2歳児については、保育士資格保有者
- 3～5歳児については、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が望ましいが、学級担任には幼稚園教諭免許の保有者、長時間利用児への対応については保育士資格の保有者を原則としつつ、片方の資格しか有しない者を排除しないよう配慮



教育・保育の内容

幼稚園教育要領と保育所保育指針の目標が達成されるよう、教育・保育を提供

- 施設の利用開始年齢の違いや、利用時間の長短の違いなどの事情に配慮
- 認定こども園としての一体的運用の観点から、教育・保育の全体的な計画を編成
- 小学校教育への円滑な接続に配慮

子育て支援

- 保護者が利用したいと思ったときに利用可能な体制を確保(親子の集う場を週3日以上開設するなど)
- さまざまな地域の人材や社会資源を活用。

幼保連携型の特例について

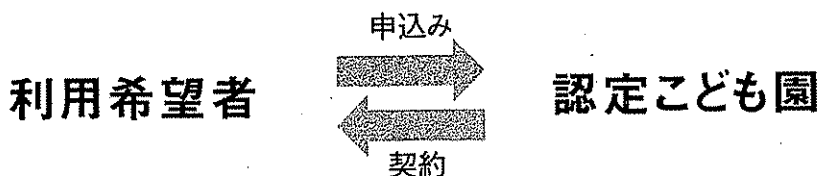
これまで、幼稚園の運営費及び施設整備費の助成については原則学校法人に、保育所の施設整備費の助成については原則社会福祉法人等に限られていましたが、幼保連携型の認定こども園については、設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても、運営費及び施設整備費の助成が可能になります。

幼保連携型の財政上の特例(私立施設)

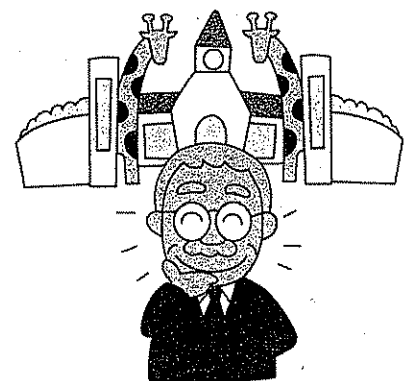
		現行	新制度
幼稚園	(施設整備費) 私立幼稚園施設 整備費補助金	学校法人のみ の助成	➡ 社会福祉法人にも助成
	(運営費) 私学助成	学校法人のみ の助成	➡ 社会福祉法人にも助成
保育所	(施設整備費) 次世代育成支援対策 施設整備費交付金	社会福祉法人、 日赤等に助成 (学校法人は対象外)	➡ 学校法人にも助成
	(運営費) 保育所運営費負担金	設置主体に かかわらず助成	➡ 同左さらに、助成対象を拡大 (定員10人でも保育所認可)

認定こども園の利用手続きについて

認定こども園の認定を受けた施設は、保育所であっても、利用者と施設との直接契約による利用となります。

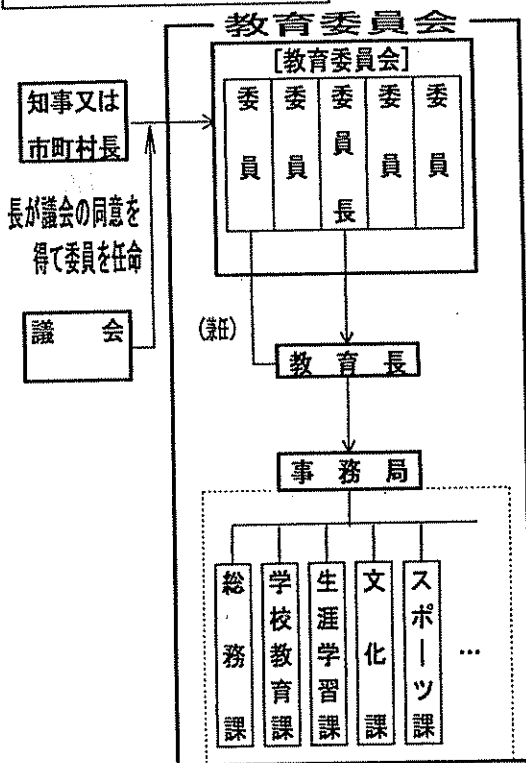


※幼保連携型、保育所型については、市町村が保育に欠ける子どもの認定を行う。



教育委員会制度の概要

《教育委員会の組織のイメージ》



1. 教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行。
- 教育委員は、非常勤で、原則5人。任期は4年で、再任可
- 教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。

2. 教育委員会制度の意義

- ① 政治的中立性の確保
教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。
- ② 継続性・安定性の確保
特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。
- ③ 地域住民の意向の反映
教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。

教育委員会制度における中立性、安定性、継続性確保のための仕組み

①首長からの独立制

学校等教育機関の設置管理など教育事務については、教育委員会に単独で事務を執行する権限を付与。
⇒首長から独立した権限を持つことにより、教育行政の中立性等を確保。

②合議制

多数決により教育行政の基本方針を決定。
⇒独任制ではなく、合議制にすることにより、教育行政の方針、一個人の価値判断に左右されることを防ぐ。

③委員の交代の時期は重ならない

＜最初に任命される委員の任期＞
★定数6人の場合★
4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が2人、1年任期が1人。
★定数5人の場合★
4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が1人、1年任期が1人。
★定数3人の場合★
4年任期が2人、3年任期が1人、2年任期が1人
⇒①委員の交代により急激に教育行政の方針が変わることを避ける。
②首長・議員の任期が4年であるため、委員の任命を通じて教育行政の安定性、中立性がおびやかされることを防ぐ。

以降、原則毎年1人ずつが交代
(途中辞職の場合、前任者の残任期間)

④委員の身分保障

任期中は一定の事由がある場合を除いては、失職・罷免されない。
⇒委員の身分を保障して教育行政の安定を確保。

⑤同一政党所属の委員の制限

同一政党所属者を委員数の半数未満に制限。
⇒委員会の中立性を確保。

⑥委員の政治活動を制限

教育委員は、政治的団体の役員となったり、積極的な政治活動することが禁止されている。
⇒委員の中立性を確保。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

(1) 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政の基本理念を明記する。
- 合議制の教育委員会は、①基本的な方針の策定、②教育委員会規則の制定・改廃、③教育機関の設置・廃止、④職員の人事、⑤活動の点検・評価、⑥予算等に関する意見の申し出については自ら管理執行することを規定する。
- 教育委員会は学識経験者の知見を活用し、活動状況の点検・評価を行うこととする。

(2) 教育委員会の体制の充実

- 市町村は近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め教育行政の体制の整備・充実に努めることとする。
- 市町村教育委員会は指導主事を置くように努めることとする。
- 教育委員の責務を明確化し、国・都道府県が教育委員の研修等を進めることとする。

(3) 教育における地方分権の推進

- 教育委員の数を弾力化し、教育委員への保護者の選任を義務化する。
- 文化・スポーツの事務を首長が担当できるようにする。
- 県費負担教職員の同一市町村内の転任については、市町村教育委員会の内申に基づき、都道府県教育委員会が行うこととする。

(4) 教育における国の責任の果たし方

- 教育委員会の法令違反や怠りによって、緊急に生徒等の生命・身体を保護する必要が生じ、他の措置によってはその是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は是正・改善の「指示」ができる旨の規定を設ける。
- 教育委員会の法令違反や怠りによって、生徒等の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合、文部科学大臣は、講ずべき措置の内容を示して、地方自治法の「是正の要求」を行う旨の規定を設ける。
- 上記の「指示」や「是正の要求」を行った場合、文部科学大臣は、当該地方公共団体の長及び議会に対してその旨を通知する。

(5) 私立学校に関する教育行政

- 知事は、私立学校に関する事務について、必要と認めるときは、教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求めることができる旨の規定を設ける。

(施行期日) 平成20年4月1日